

議案第 12 号

木古内町看護師養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

木古内町看護師養成奨学資金貸付条例（昭和 44 年条例第 14 号）の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 10 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町看護師養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

木古内町看護師養成奨学資金貸付条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木古内町医師及び看護師養成奨学資金貸付条例

第1条中「条例は、」の次に「医師、」を加え、「看護師の業務」を「医療業務」に改め、「病院等に必要な」の次に「医師及び」を加える。

第2条に次の各号を加える。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の医学部又は大学院の医学研究科に在学し、又は入学しようとする者及び医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）中の者

(2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した養成施設に在学し、又は入学しようとする者

第3条第1項を次のように改める。

奨学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる奨学資金の区分に応じ定める額を限度額とし、予算の範囲内で貸付する。

(1) 医師 月額300,000円

(2) 看護師 月額100,000円

第3条第3項を削る。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、既に在学中の者にあつては、その申請のあつた日の属する月以後の期間による。

第9条中「看護師の」を削り、「3年以上」を「当該各号に掲げる期間を」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 医師の資格を取得した者は、5年以上

(2) 看護師の資格を取得した者は、3年以上

第10条第1項第2号本文中「看護業務」を「医療業務」に改め、同条第3項中「木古内町財務規則（平成15年規則第15号）」を「木古内町財務規則（平成28年規則第6号）」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

### (貸付始期の特例)

2 令和6年度に限り、9月30日までに奨学資金の貸付を申請した者については、第4条の規定にかかわらず、4月分から貸付することができるものとする。